

公益信託能登町エンデバーファンド21 Q&A

1 公益信託とは何ですか。	行政や法人・個人(委託者)が財産を一定の公益目的のために信託のうえ、受託者がその財産を管理・運用し、公益を目的とする事業を支援するものです。
2 「能登町エンデバーファンド21」の目的は何ですか。	能登町において、後記4のような事業を行う団体、グループ等を対象に助成金を支給し、能登町の新しいまちづくりを積極的に支援することを目的としています。
3 誰が活用できるのですか。	能登町の町民であって、2人以上の団体、グループ等であれば誰でも助成を受けることができます。 ※注意事項 ・活動内容は、能登町内を舞台としたまちづくり活動とします。 ・異なる活動であれば、同一グループが複数の応募をすることもできます。 ・政治、宗教等を目的とする活動は助成対象外とします。
4 助成対象は何ですか。	まちづくり活動に関する以下のような助成事業が対象となります。 【助成事業の内容】 ①まちづくり活動の調査研究 (例)・地域における生産物開発のための調査研究 ②地域における環境の保全や改善等に関するまちづくり活動の企画または提案づくり (例)・身近な商店街のあり方に関する提案づくり ・まちづくりの提案をまとめる活動 ③地域における環境の保全や改善等に関するまちづくり活動の実施 (例)・自分たちの職能を活かして、地域等のまちづくりに貢献する活動 ④まちづくり活動に取り組むグループ相互間の交流、情報交換等 (例)・各種イベントの実施 ・展覧会、講演会、文化交流の実施 ⑤令和6年能登半島地震からの復興を通じたまちづくり活動の実施 ⑥その他本信託の趣旨を達成するために必要な事業
5 助成額に制限はありますか。	原則として年間の助成金額は、総額で500万円程度を予定しています。
6 どこで申込をするのですか。	興能信用金庫本店営業部、小木支店、松波支店および柳田支店のいずれかの店舗にてお申込みいただきます。
7 事業が二年度以上にわたる場合、毎年度申請をするのですか。	当該年度に必要な資金を助成するという考え方のため、助成を希望する年度ごとに申請をする必要があります。なお、当該年度に使い切らなかった助成金については、返金いただく必要があります。
8 助成を受けた後に当該活動を中止した場合、助成金の返還は必要ですか。	助成対象事業については、活動の中止に至るまでに使用した費用の返還は原則必要ありません。なお、中止した時点で残金がある場合は、返金いただきます。
9 公益信託へ寄付したい場合はどうすれば良いですか。	基本的には、能登町の会計を一度経由してから公益信託の資金として出捐します。 定額寄付としては、 個人1口 5,000円 法人1口 10,000円ですが、任意の寄付はいくらでも構いません。 なお、法人の場合、すべて損金算入することができます。
10 助成審査は書類だけですか。	一次審査(書面審査)を通過した申請者は、二次審査(運営委員会)の会場で運営委員に対して当該事業について説明していただきます。
11 申請にあたって留意することは何ですか。	以下の点に留意いただく必要があります。 ・当該事業が地域の振興とまちづくり活動の活性化に貢献するものであること。 ・助成を受けた後は、助成報告書を提出し、かつ次年度の運営委員会にて活動内容を報告する必要があること。